

省エネルギー設備投資事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

原油を始めとしたエネルギー価格の高騰の景気への影響が懸念される中、中小企業者の事業の継続を図るため、事業者が実施する省エネルギーに資する設備投資等を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
省エネ設備投資	事業者	1 中小企業者であること。 2 市内において自己の用に供する設備への投資であること。 3 省エネルギー診断に基づき、設備の導入又は既存の設備を改修するもの（中古の設備は対象外）。 4 省エネルギー診断は、エネルギー管理士又はエネルギー管理士と同等の知識及び能力を有すると市長が認めるものの参画を得て、実施するものであること。 (例：(一財)省エネルギーセンター、(一社)環境共創イニシアチブ) 5 事業が助成金の認定申請日において未着工であるもの。 6 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

※ 中小企業者とは、中小企業基本法上の中小企業者をいう。

※ 省エネルギー診断で、省エネに資する設備と診断されている設備であること。

※ 国・県等の補助金と併用することはできません。

3. 助成内容

助成金の額	限度額
省エネルギーに資する設備の導入、改修等に要する費用に100分の20を乗じて得た額以内	1の年につき100万円

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ リース契約の場合は、第1回リース料の支払いから起算して12月以内の支払い額を対象経費とする。

4. 申請期限

認定申請期限	交付申請期限
助成対象事業に係る設備の設置又は改修の開始以前	助成対象事業の完了した日から90日以内

※ 当助成金の交付申請は、1回のみ行うことができる。

6. 対象となる費用

- 1 令和6年4月1日以降に実施した省エネルギー診断に要する費用
(当該診断に基づき設備投資等を実施した場合に限る。)
- 2 省エネルギー設備本体のほか、省エネルギー設備の導入に必要な附属機器の購入に要する費用
- 3 省エネルギーのために実施する既存の設備の改修に要する費用
- 4 省エネルギー設備の導入又は既存の設備を改修するのに必要な設計に要する費用
- 5 省エネルギー設備等の運搬に要する費用
- 6 省エネルギー設備の導入又は既存の設備を改修するのに必要な工事に要する費用
(既存設備の撤去又は現状を補強する工事が必要な場合は、その工事を含む。)

7. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和62年春日井市規則第19号）別表第3（第5条関係）に定める省エネルギー設備投資事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

8. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電話 0568-85-6247

FAX 0568-84-8731

メール kigyo@city.kasugai.lg.jp